

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 6 号に規定する流し網漁業（大目流し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）9 月 26 日

熊本県知事 木 村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	大目流し 網漁業	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	2 隻	1 上天草市大矢野町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し 網漁業	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	27 隻	1 天草市御所浦町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し 網漁業	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	2 隻	1 上天草市龍ヶ岳町高戸に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し 網漁業	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	8 隻	1 上天草市龍ヶ岳町樋島に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	大目流し 網漁業	別記１のとおり	別記１のとおり	船舶の総トン数：５トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	６隻	１ 上天草市姫戸町に住所を 有する者 ２ 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し 網漁業	天草有明海	５月１日から １０月３１日まで	船舶の総トン数：５トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	１隻	１ 天草市有明町大島子に住 所を有する者 ２ 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

２ 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和７年（２０２５年）９月２６日から令和７年（２０２５年）１０月３１日まで

３ 備考

（１）この公示に係る許可の有効期間は、令和７年（２０２５年）１２月１日から令和１０年（２０２８年）１１月３０日 までとする。

（２）この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

操業区域の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用する網具の全長は、４５０メートルを超えてはならない。

ウ 網目の大きさは、９センチメートル以上でなければならない。

エ 網丈は、１０メートルを超えてはならない。

オ 網地は、一重でなければならない。

（３）この公示に係る共同漁業権は令和５年（２０２３年）９月１日に免許されたものとする。

別記 1

操 業 区 域	漁 業 時 期
不知火海 1 次のア、イ、ウの各点を順次に結んだ線以南の不知火海 ア 上天草市松島町下大戸鼻 イ 八代市大築島西端 ウ 八代市日奈久馬越町鳩山	12月1日から翌年3月31日までの期間内
2 葦北郡津奈木町大門崎から天草市御所浦町嵐口崎を見通した線（延長線を含む）以南の不知火海	4月1日から11月30日までの期間内 ただし、6月1日から7月31日までを除く
3 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結ぶ線以南の不知火海 ア 葦北郡津奈木町大門崎 イ アの点と天草市御所浦町桃木鼻を結ぶ線と鹿児島県桂島と上天草市龍ヶ岳町琵琶の首から葦北郡芦北町只崎（御立岬）を見通し琵琶の首から1,200メートルの点を結ぶ線（A線）との交点 ウ アの点と天草市御所浦町嵐口崎を結ぶ線とA線との交点 エ 天草市御所浦町嵐口崎	6月1日から7月31日までの期間内